

## 委員会の動き

### 議会運営都市事例

#### ■議会運営と議会基本条例

##### —神奈川県大磯町—

大磯町議会は、改選時に定数を18人から14人に削減し、常任委員会は2委員会で運営され、会派政党制をとらず自由闊達で一人ひとりが責任を持つて議会運営にあたっています。

一方で、議員の意見集約等を図るために、協議会を頻繁に開催しなければならないことが課題となっています。

議会基本条例については、種々の議会改革取組みの中で町民に開かれた議会を目指し、議会の意思決定と説明責任を果たすために議会運営委員会が中心となり制定されています。条例は町民と議会を近づけて議会の機能を高め、議員自らの資質を高めるものと実感しました。

##### —埼玉県鶴ヶ島市—

鶴ヶ島市議会は、改選時に定数を24人から18人に削減し、常任委員会は3委員会であり、会派政党制をもつて運営されてい



視察地における意見交換

ます。予算・決算審査は、一般会計予算は所管の委員会に付託し、決算は特別委員会に付託しています。基本条例の制定については、18年に議員定数削減の

検討委員会設置後、19年に議会改革検討委員会が設置され、15項目の改革検討事項が進められ21年に可決制定されました。制定にあたっては、全会一致を基本とし議会改革で培われたものを明文化し、改善が必要になつた時は改廃の措置をとることを定め、型にとらわれず改革を推進していく姿勢に共感しました。

本市議会も首長と議会、議会と住民とのあるべき姿を求め市民の負託に応え得る議会運営を目指してまいりたいと思います。

議会基本条例について、議会改革取組みの中でも町民に開かれた議会を目指し、議会の意思決定と説明責任を果たすために議会運営委員会が中心となり制定されています。条例は町民と議会を近づけて議会の機能を高め、議員自らの資質を高めるものと実感しました。

一方、議会も監視機能はもとより、政策提案や住民への市政における論点、争点の提起など、より多様化、高度化した役割が求められています。言うまでもなく議会は「住民の意見を代表する機能」を有し、住民にとって首長より近い存在でなければなりません。

### 議会改革特別委員会

#### ■地方分権改革と地方議会

##### 議会改革特別委員会は、平成19年第1回定期会において設置

されて以来、議会の情報公開と住民参加を進める第一歩として、議会の情報発信力を強化するための取組みを中心に協議を進め実践に努めてまいりました。

政府の地方分権改革推進委員会は、自治体を法令で縛る「義務付け」「枠付け」の大幅な見直しを勧告し、分権改革は本格的な実践段階を迎えております。

地方自治体も国任せの姿勢から脱却し、住民が主役のまちづくりの実現に力量が問われる時代となりました。

一方、議会も監視機能はもとより、政策提案や住民への市政における論点、争点の提起など、より多様化、高度化した役割が求められています。言うまでもなく議会は「住民の意見を代表する機能」を有し、住民にとって首長より近い存在でなければなりません。

多様な住民ニーズをきめ細かく吸い上げる事が出来るのは、議会であり議員である事を再認識する事が議会改革の出発点であると考えております。

